

市民意見の受付状況

【行政評価条例（市民の意見申出）】

第 17 条 市民は、行政評価等の方法、結果その他の事項に関し、当該行政評価等を実施する実施機関に対し、意見を申し出ることができる。

2 実施機関は、前項の意見を受けた場合においては、これを誠実に処理し、その処理の結果を公表しなければならない。

3 前項に定めるもののほか、実施機関は、行政評価に係る意見にあつては当該行政評価を所管する委員会がある場合には当該委員会に、外郭団体経営評価に係る意見にあつては専門員に当該意見の処理の結果を報告しなければならない。

1 受付状況（政策評価制度に対する意見に限る）

平成 23 年度：8 件

平成 24 年度：2 件

平成 25 年度：6 件

平成 26 年度：0 件

平成 27 年度：0 件

平成 28 年度：1 件（平成 29 年 3 月 15 日現在）

2 回答

新たに受け付けた意見（1 件）とそれに対する京都市の対応は以下のとおりです。

（受付日、受付方法等）

	受付日	受付方法	対応日	対応方法
1	11 月 29 日	電子メール	12 月 20 日	京都市の対応をホームページで公表

(御意見及び対応)

	御意見	対応
1	市民生活実感評価において、例えば、28 年度の政策番号 9 観光では、7 つのうち b が 5, a が 2 と、b の方が多いのに、総合評価は a となるのは、どうしてでしょうか。平均すれば、b となるのではないのでしょうか。 上記について、総合で a と評価されるのは、良く見せすぎているようにも感じます。	市民生活実感評価は、まず、各設問に対して a～e の 5 段階で評価を行います。次に、各設問の評価結果をそれぞれ点数化 (a=4 点～e=0 点) し、その合計点の最高点に対する割合に応じて a～e の 5 段階評価を行うことで、各設問の評価結果を総合化しております。 (「評価票等の見方」参照： http://www.city.kyoto.lg.jp/sogo/cmsfiles/content/s/0000205/205121/seisakusesakumikata.pdf) 御指摘いただいた政策番号 9 「観光」については以下のとおりとなります。(設問については省略) ＜政策番号 9 「観光」市民生活実感評価＞ 設問番号 1=b: 3 点 設問番号 2=a: 4 点 設問番号 3=b: 3 点 設問番号 4=b: 3 点 設問番号 5=a: 4 点 設問番号 6=b: 3 点 設問番号 7=b: 3 点 合計点 23 / 最高点 28 (4 点×7) ⇒ 80% 以上につき「a」 (参考) a: 80% 以上 b: 60% 以上～80% 未満 c: 40% 以上～60% 未満 d: 20% 以上～40% 未満 e: 20% 未満